

公用・公共用の取得等要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、ホームページ掲載日から3か月間、公用・公共用利用のための取得等要望を受け付けます。物件は売却による取得のほか、医療、保育所、介護施設、障害者福祉施設等の整備に当たっては、定期借地権を利用した貸付けも可能となる場合があります。

取得等要望を受け付けられるのは、地方公共団体及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第21号等の規定により随意契約により契約することが出来る公益法人その他事業者となります。

取得等要望がある場合は、各物件の所在する財務事務所等担当課(統括)へ直接お問い合わせください。

受付期限までに取得等要望がない場合は、原則として一般競争入札により売却することとなります。

また、売買契約を締結したものについては、契約金額等を当局ホームページにおいて公表することとなります。

*引受予定財産については処分可能時期を記載しています。また、数量について、一部、未確定のものがあり、今後、変更になる場合があります。

(注) この一覧表では、次のように用途地域名を省略しています。なお、地目欄は登記地目を記載しています。

第一種低層住居専用地域……一様低層	準住居地域……準住居	市街化調整区域のもの……市街化調整区域
第二種低層住居専用地域……二様低層	近隣商業地域……近隣商業	用途地域の指定がないもの……都市計画区域内
第一種中高層住居専用地域……一様中高	商業地域……商業	都市計画区域外のもの……都市計画区域外
第二種中高層住居専用地域……二様中高	準工業地域……準工業	
第一種住居地域……一様住居	工業地域……工業	
第二種住居地域……二様住居	工業専用地域……工業専用	

平成29年12月1日掲載

番号	所在地	数量 (平方メートル)	地目	用途地域	建ぺい率/ 容積率 (%)	事務所等	担当	電話番号	受付期限	処分等可能 予定時期	備考
1	大阪府八尾市清水町1丁目15番	1,339.35	宅地 (建物付)	近隣商業	80/300	局	2統括	06-6949-6388	2月28日		

地方公共団体の要望により介護施設としての取得等要望を優先的に受け付ける物件

番号	所在地	数量 (平方メートル)	地目	用途地域	建ぺい率/ 容積率 (%)	事務所等	担当	電話番号	受付期限	処分等可能 予定時期	備考
	該当財産はありません。										

(注) 対象施設及び減額措置の対象となる施設については、あらかじめお問い合わせください。